

# 唐津市パートナーシップ宣誓制度の手引き



特別名勝 虹の松原

 唐 津 市

## 目 次

1	パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ	…	1
2	宣誓から宣誓書受領証交付の流れ	…	2
3	宣誓をできる方	…	2
4	宣誓に必要なもの	…	3
5	宣誓後について	…	4
6	Q & A	…	5
参考	唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	…	7

## 1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ

唐津市は、性別、国籍、世代などさまざまな違いを越えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現のため、一人ひとりが個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

この理念に基づき、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方のパートナー関係を尊重するために、唐津市パートナーシップ宣誓制度を始めました。

この制度は、唐津市がお二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果（相続や税金の控除など）が生じるものではありません。

しかし、お二人が互いを人生のパートナーとして、唐津市で自分らしく生きられるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことを大切にしたいと思います。

この制度の導入により、性の多様性に関する社会的理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う「共生社会」の実現に少しでも近づくことを期待しています。

## 2 宣誓のながれ

電話またはメールで予約

TEL	0955-72-9125
Mail	jinken@city.karatsu.lg.jp

- ・申請の日時・必要書類などを調整・確認します。
  - ・宣誓書の内容は、市ホームページでご覧いただけます。
- ※郵送等での宣誓書は、受け付けません。

パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
  - ※プライバシー保護のため、個室で対応します。
  - ・必要書類をご持参ください。(必要書類はPO参照)
- (宣誓の受付は、月～金 午前9時～午後4時 祝休日・年末年始は除く)

内容確認

- ・申請書類について、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。

宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、受領証を交付します。

## 3 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・20歳以上であること（民法に規定する成年に達していること）
- ・唐津市民であること（唐津市に住所を有していること）
  - ※転入予定の方を含みます
- ・結婚していないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと
- ・宣誓者同士の関係が、近親者でないこと
  - ※パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除きます

## 4 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

### (1) 唐津市パートナーシップ宣誓書（第1号様式）

- ・唐津市市民部人権・同和対策課の窓口準備しています。
- ・唐津市ホームページからもダウンロードできます。
- ※宣誓書への記入は、宣誓される日に個室で記入

### (2) 住民票の写し

- ・1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ※本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です
- ※同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で構いません

### (3) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）

- ・1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ※独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得してください
- ※外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください

※その他、本人確認できるものをお持ちください

- ・個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたもの

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります

## 5 宣誓後について

### (1) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証するパートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）をそれぞれに交付します。



### (2) 宣誓書受領証の再交付

- ・宣誓書受領証の紛失やき損などの事情により再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（第3号様式）の提出により再交付できます。

### (3) 宣誓書受領証の返還

- ・パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出した場合は、パートナーシップ受領証返還届（第4号様式）を提出し宣誓書受領証を唐津市に変換する必要があります。ただし、当事者の一方が、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

### (4) 宣誓書受領証の継続使用

- ・パートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した自治体へ転出し、転出先でも引き続き唐津市が発行した宣誓書受領証の使用を希望する場合は、唐津市にパートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書（第5号様式）を提出する必要があります。

## 6 Q & A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度とはどう違いますか。

A1 結婚は法律行為であり、法的な家族となり、相続などの財産上の権利や税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方唐津市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱に基づいて行われるものであり、法的効力はありません。また、この宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用は掛かりますか。

A2 宣誓や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q3 プライバシーは守られますか。

A3 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。事前予約の際にご要望をお聞きします。

Q4 郵送や代理で申請することは可能ですか。

A4 郵送や代理での申請はできません。必ず本人が申請をしてください。宣誓の際は、必ずお二人がそろってお越してください。ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆が可能です。

Q5 受領証は即日交付されますか。

A5 書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、即日交付します。ただし、内容確認などに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

Q6 通称名は使用できますか。

A6 性別違和などの理由により市長が認める場合は、宣誓書において通称名を使用できます。その際は、受領証なども通称名で交付します。（ただし、特記事項欄に戸籍上の氏名を記載します。）

Q7 唐津市民でないと宣誓できないのですか。

A7 市内に転入予定の方も宣誓できます。転入予定が確認できる書類が必要となります。ただし、受領証を交付する際には、市内に転入したことを確認するため住民票の写しを提出していただきます。詳しくは、事前予約の際にご相談ください。

Q8 市外に転出するときは、どうしたらいいですか。

A8 パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出したときは受領証を唐津市に返還しなければなりません。ただし、受領証の相互利用の協定を締結した自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届書（第5号様式）を唐津市へ提出することで、転出先でもそのまま使用できます。

Q9 仕事や介護などで一時的に市外へ住所を異動するときはどうですか。

A9 転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動するときは、受領証を返還しなくてもよい場合があります。担当部署にご相談ください。



## 参 考

### 唐津市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市人権教育・啓発基本方針の理念に基づき、一人ひとりが個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っていること又は行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認又は性的指向を持つ者をいう。）である2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

#### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、かつ、相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組の場合を除く。）。

#### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。
- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対しパートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領書の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対しパートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(第4号様式)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 一方又は双方が本市外に転出した場合(次条に定める場合を除く。)

(自治体間での相互利用)

第9条 宣誓者が本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書(第5号様式)を提出したときは、継続して

本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証（継続使用の手続がなされたものに限る。）を本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が前条第1号若しくは第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第7条の規定を準用する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。